

報第1号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

平成30年4月24日提出

京都市長 門川大作

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第76号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項前段中「第327条第2項」を「第327条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第3項中「同項」とあるのは、「法第327条第3項において読み替えて準用する法第326条第3項」と読み替えるものとする。

第10条に次の1項を加える。

4 前条第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第3項中「同項」とあるのは、「法第327条第6項において読み替えて準用する法第326条第3項」と読み替えるものとする。

附則第3条の9第2項中「第2項前段」を「第3項前段」に改める。

附則第4条中「第10条」を「第10条第1項及び第3項」に、「同条及び」を「同条第1項及び第3項並びに」に改める。

附則第8条第1項後段中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32

年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2，附則第14条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に，「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第17条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め，同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（法人の市民税に関する規定の適用区分）

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項及び第4項の規定は，法人税法第75条の2第1項又は第81条の24第1項の規定により延長された申告書の提出期限が平成29年1月1日以後に到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分）

第3条 改正後の条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は，平成30年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し，平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については，なお従前の例による。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。